

## 山形県県土整備部委託業務等指名型プロポーザル方式試行実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部が所掌する建設工事に係る調査、測量、設計等の委託業務（以下「委託業務等」という。）において、指名型プロポーザル方式（技術者評価型）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 指名型プロポーザル方式（技術者評価型）（以下「指名型プロポーザル方式」という。）とは、技術提案書を求め、技術的に最適な者を契約の相手方として特定する方式のうち、技術提案書の提出者をあらかじめ数名選定し、技術者の能力を総合的に判断する方式をいう。

### (対象業務)

第3条 指名型プロポーザル方式の対象業務は、次に掲げる業務（特許、著作権に係る技術等が必要とされる業務を除く）のうち、その業務内容が特に高度な技術、知識等を必要とするもの又は特に専門的な技術が要求されるもので、設計金額が100万円を超える業務とし、知事若しくは山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月21日山形県訓令第49号）第4条の規定による委託料の支出負担行為に関する専決者（以下「契約担当者」という。）が必要と認めた業務とする。

- 一 都市計画調査、地域計画調査、環境影響調査、景観調査等、複数の分野にまたがる調査で広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- 二 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、高度な構造計算を伴う設計、高度な解析を伴う地質調査等、比較検討又は新技術を要するもので、高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- 三 大規模な軟弱地盤対策調査、各種解析調査等、先例が少なく実験解析や特殊な観測・診断を必要とする業務
- 四 計画から設計まで一括発注する業務
- 五 文化性、歴史性、象徴性、記念性、芸術性、創造性等を求められる業務
- 六 その他、指名型プロポーザル方式に基づき発注することが適当であると認められる業務

2 当該業務の契約担当者は、前項各号に掲げた業務のうち必要と認めた業務を、指名型プロポーザル方式に基づき発注するものとする。

### (技術提案書の提出を求める者の選定)

第4条 契約担当者は、指名型プロポーザル方式に基づき委託業務等を発注しようとする場合は、別に定める山形県県土整備部所管事業入札参加者選定等審査会（以下「審査会」という。）の審議を経て技術提案書の提出を求める者を選定するものとする。

2 前項の選定にあたっては、山形県建設工事等請負業者選定要領（平成6年5月12日付け、

管第 197 号)に基づき、業務経歴、技術職員の経験等を勘案し、発注業務に関し十分な履行能力を有すると認められる者のなかから、5 者程度を選定するものとする。

#### (技術提案書の提出要請書)

第 5 条 契約担当者は、前条の規定により選定された者（以下「選定業者」という。）に、別に定める技術提案書の提出要請書を送付するものとする。

2 前項の提出要請書には次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 業務の概要に関する事項
- 二 技術提案書の作成及び記載上の留意事項
- 三 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限に関する事項
- 四 提出要請書の内容についての質問の受付及びその回答に関する事項
- 五 技術提案書を特定するための評価基準に関する事項
- 六 ヒアリングの実施要領に関する事項
- 七 非特定に関する事項
- 八 その他契約担当者が必要と認めた事項

3 前項第五号の評価基準については、審査会において決定するものとする。

#### (技術提案書の提出)

第 6 条 技術提案書の提出要請書を受領した選定業者は、当該業務に係る技術提案書を提出するか否かの意思表示をしなければならない。

2 当該業務に係る技術提案書を提出する者（以下「技術提案者」という。）は、別に定める期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 技術提案書
- 二 業務実施体制
- 三 予定技術者の経歴等
- 四 照査技術者の経歴等
- 五 予定技術者の過去における同種又は類似業務実績
- 六 業務への取組姿勢
- 七 その他要請書において特に依頼された事項

3 技術提案者は、他の者の協力又は学識経験者等の助言を受けることができるものとするが、技術提案書にその旨を記載するものとする。

4 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効とするとともに、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 15 年 3 月 31 日付け、出経第 290 号）第 15 条の規定により、県土整備部長に通知を行うものとする。

5 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

#### (技術提案書の特定)

第 7 条 契約担当者は、提出された技術提案書を審査会に諮るものとし、審査会は、当該業務に

ついて技術的に最適な契約予定者を特定するものとする。

- 2 契約担当者は、前項により契約予定者を特定する場合には、原則として技術提案者に対し、事前にヒアリングを実施するものとする。
- 3 ヒアリングは、当該業務の担当課長が関係者の出席を求め実施するものとする。
- 4 契約担当者は、第1項により特定した契約予定者に対し、技術提案書を特定した旨の通知（「土木部所管の工事等の取扱について（平成12年10月1日付け管第745号）」の様式第4号（入札執行通知））を行うものとする。

#### （非特定の通知）

第8条 契約担当者は、技術提案者のうち技術提案書を特定されなかった者に対しては、技術提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を、第5条第2項第5号の各評価項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにした書面により通知するものとする。

- 2 前項による通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（山形県の休日を含む。平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）以内に、書面により説明を求めることができるものとする。
- 3 契約担当者は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日（県の休日を含む。）以内に、書面により回答するものとする。
- 4 前各号に掲げる事項については、技術提案書提出要請書において明らかにするとともに、第2項に掲げる事項は第1項の通知においても明らかにするものとする。
- 5 第1項の通知は、前条第4項の通知と同時に行うものとする。
- 6 契約担当者は、第3項の回答内容を審査会に報告するものとする。
- 7 特定されなかった技術提案書は、提出者に返却するものとする。

#### （契約の締結）

第9条 契約担当者は、第7条第1項により特定した契約予定者とされた者と、予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。

#### （その他）

第10条 この要領に定めるもののほか指名型プロポーザル方式の発注に必要な事項は、その都度定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成15年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要領の改正は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領の改正は、令和2年7月1日から施行する。

## 附 則

この要領の改正は、令和3年4月1日から施行する。